

2020年12月11日

【資料2】

横須賀市 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

（素案）

令和4年（2022年）4月

目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の背景	1
2	計画の位置づけ	1
3	本市の概況（人口推計）	3
第2章	本市のごみ処理の現状と課題	5
1	ごみ処理実績	5
2	ごみ処理フロー	9
3	広域化による処理	10
4	施設の概要	11
5	前計画の評価	14
6	ごみ処理の課題	15



第3章	計画の基本事項	16
1	基本理念と基本方針	16
2	計画期間	19
3	ごみの発生、排出抑制、適正処理のための施策の分類	19
4	ごみの発生、排出抑制、適正処理のための施策の展開	20
5	基本理念からつながる施策の体系	26
6	市民・事業者・市の役割	27
7	ごみの適正な処理に関する事項	29
8	ごみ処理施設の管理	32
第4章	計画のマネジメント	33
1	ごみ処理の数値目標	33
2	進行管理	34
第5章	緊急時の対応	35
1	災害廃棄物への対応	35
2	新型コロナウイルス等感染症への対応	41

1 計画策定の背景

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は、長期的視点に立った本市の一般廃棄物処理の基本方針となる計画です。

昭和63年3月に策定し、その後随時改定を行い、このたび三浦市との広域化、横須賀ごみ処理施設の稼働を主な目標とした前計画が終わりを迎えたため、内容を見直し策定しました。

本市では高齢化が進み、また近年多発する自然災害への不安が高まり、廃棄物行政において高齢者等支援や災害廃棄物への対応など影響を及ぼしています。

本計画では廃棄物の課題や処理について市民、事業者、市が「自分ごと」として捉え、互いに連携し、廃棄物の減量化、資源化、適切な処理を行い循環型社会の実現をめざしていきます。

2 計画の位置付け

本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項」及び「廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第6条」の規定に基づき策定するものです。

この計画は国および神奈川県 の法令や計画、横須賀市全体の計画と関連し結びついています。

「横須賀市」としての基本構想・基本計画があり、この総合計画の分野別計画に位置する横須賀市環境基本計画があります。横須賀市環境基本計画は、横須賀市基本構想に示されるさまざまな施策の方向を「環境」の分野から支援する計画です（環境基本計画抜粋）。ごみ処理基本計画は横須賀市環境基本計画と密接に結びついており、廃棄物分野における個別の計画として位置付けられています。

◆一般廃棄物（ごみ）処理基本計画と他の計画との関係

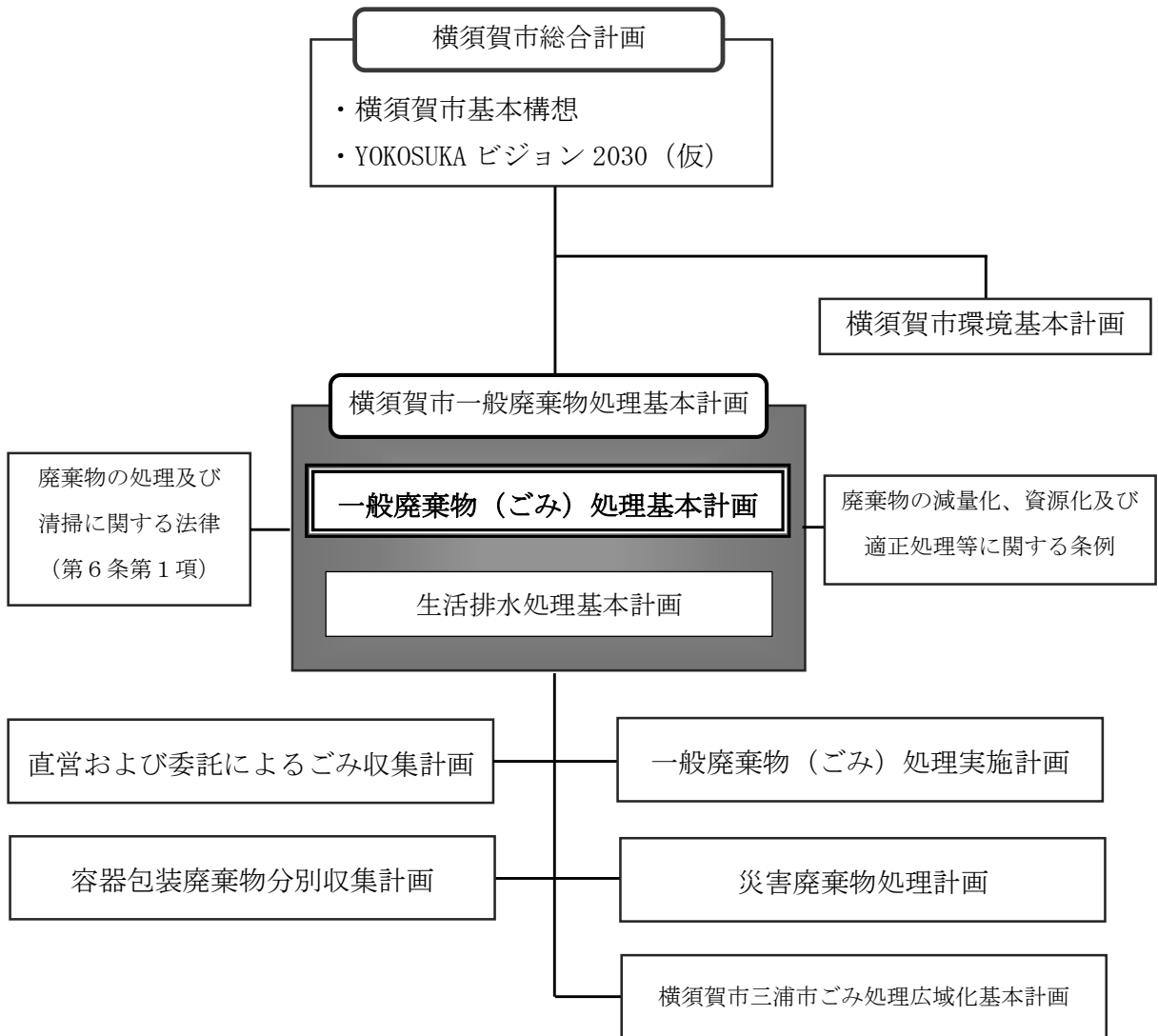


図 1 - 1 計画の位置付け

人口の情報は策定を進めている
「横須賀市基本計画」と合わせ
る。

3 本市の概況（人口推計）

（1）年度別

下図は令和元年度版横須賀市統計表をもとに作成した横須賀市の人口推移です。

世帯数を見てみると、2018年から2019年にかけて減少していますが全体的には増加傾向にあります。

一方で人口は毎年2000～4000人程度減少しており、横須賀市人口ビジョンにおける国推計値によると、人口は2030年には約35万人にまで減少するとされています。

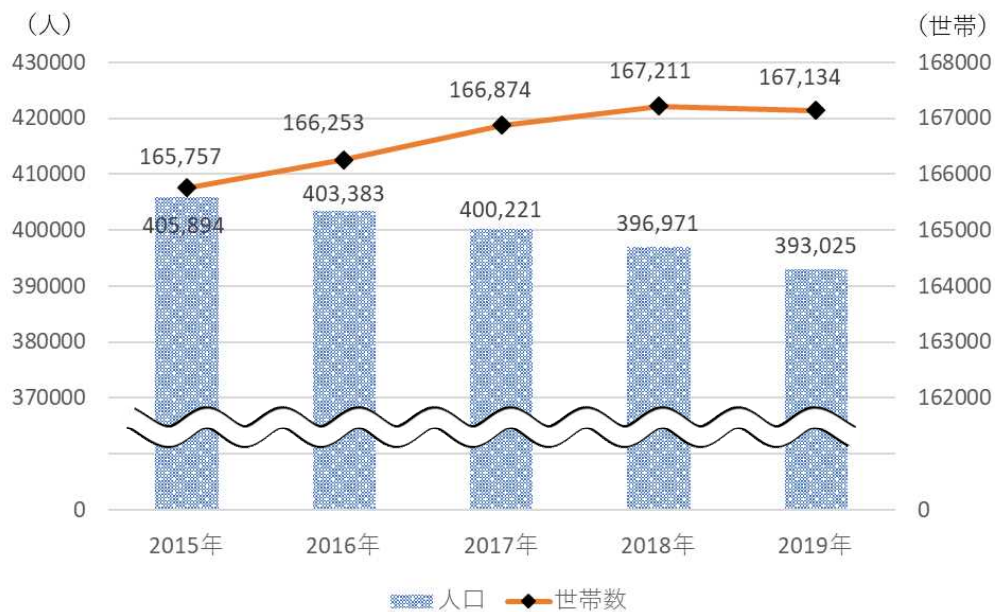


図1-2 横須賀市の人口推移

(2) 年齢別

年齢を年少人口、生産年齢人口、老年人口の3つに分けた階級別人口割合を下表に示します。年少人口および生産年齢人口の割合は年々減少しているのに対して、老年人口は増加しており2017年には3割を上回っています。

表1-1 年齢階級別人口割合

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
年少人口 (0～14歳)	11.8%	11.6%	11.4%	11.2%	11.0%
生産年齢人口 (15～64歳)	59.2%	58.6%	58.2%	57.9%	57.6%
老年人口 (65歳以上)	29.0%	29.8%	30.4%	30.9%	31.4%

※令和元年度版横須賀市統計表をもとに作成

(3) 世帯数の推移

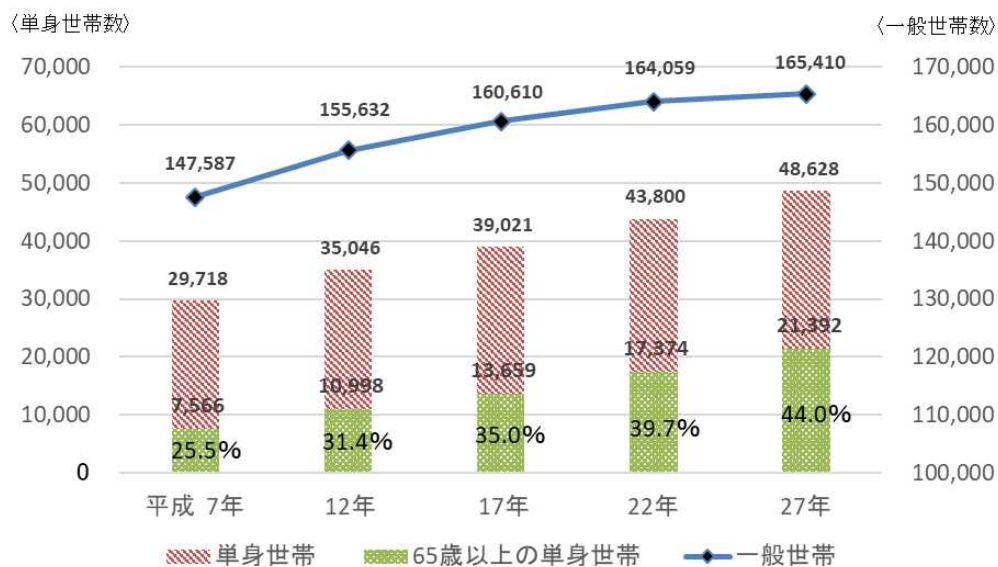


図1-3 一般世帯数と一般世帯における単身世帯数の推移

※国勢調査の数値をもとに作成

第2章 本市のごみ処理の現状と課題

1 ごみ処理実績

(1) 種類別排出量の推移

本市のごみの排出量の推移を以下に示します。

経年変化を見ると、年々ごみの総排出量は減少していますが、令和元年度は微増に転じました。これは台風などによる災害ごみが増加したことが主な要因と捉えています。

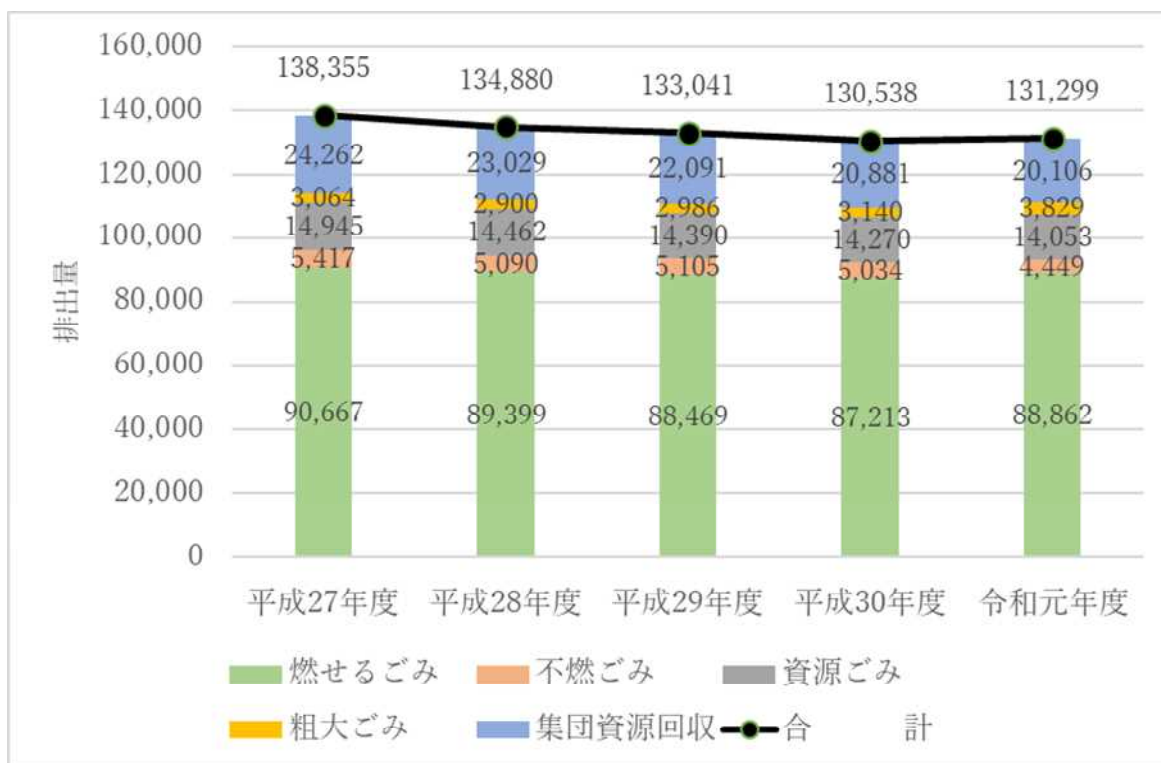


図 2-1 ごみ排出量の推移

表 2-1 ごみ排出量の推移 (単位: トン)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
燃せるごみ	90,667	89,399	88,469	87,213	88,862
不燃ごみ	5,417	5,090	5,105	5,034	4,449
資源ごみ	14,945	14,462	14,390	14,270	14,053
缶・びん・ペットボトル	6,914	6,621	6,522	6,311	6,171
容器包装プラスチック	7,911	7,724	7,746	7,835	7,747
乾電池等	113	110	111	115	122
その他	7	7	11	9	13
粗大ごみ	3,064	2,900	2,986	3,140	3,829
集団資源回収	24,262	23,029	22,091	20,881	20,106
合計	138,355	134,880	133,041	130,538	131,299

(2) 資源化量・資源化率

本市における資源化量と資源化率の推移を以下に示します。

資源化率は神奈川県平均、全国平均と比較しても高くなっています。

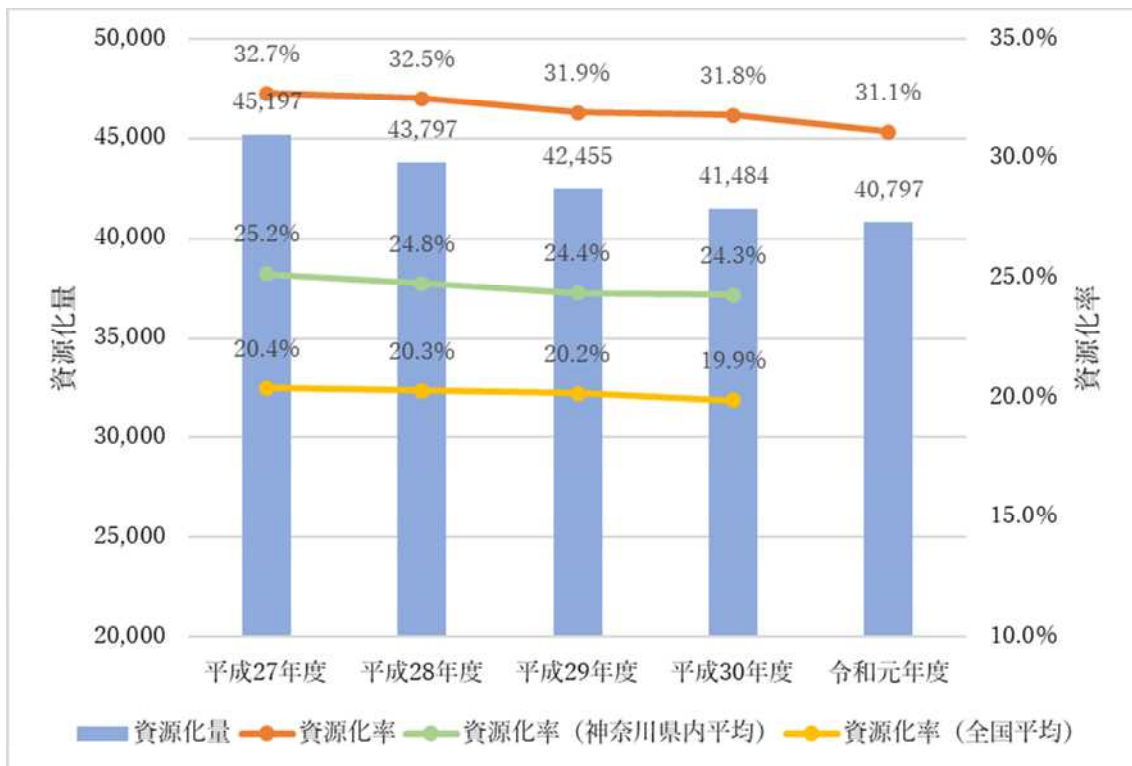


図 2 - 2 資源化量・資源化率の推移

表 2 - 2 資源化量の推移

(単位：トン)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
リサイクルプラザ	18,956	18,777	18,613	18,227	17,785
集団資源回収	19,339	17,702	16,855	15,834	15,127
焼却灰スラグ化ほか	6,375	6,854	6,549	6,945	7,042
粗大金属ほか	527	464	438	478	843
合 計	45,197	43,797	42,455	41,484	40,797

表 2 - 3 資源化率の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
資源化率	32.7%	32.5%	31.9%	31.8%	31.1%
神奈川県内平均資源化率	25.2%	24.8%	24.4%	24.3%	—
全国平均資源化率	20.4%	20.3%	20.2%	19.9%	—

(3) 1人1日排出量

本市におけるごみの1人1日あたり排出量（集団資源回収を含む）の実績を以下に示します。

経年変化をみると年々減少傾向にありましたが、令和元年度は増加に転じています。

神奈川県平均と全国平均と比較すると、全国平均を下回っているものの、県内平均を上回っている状況です。

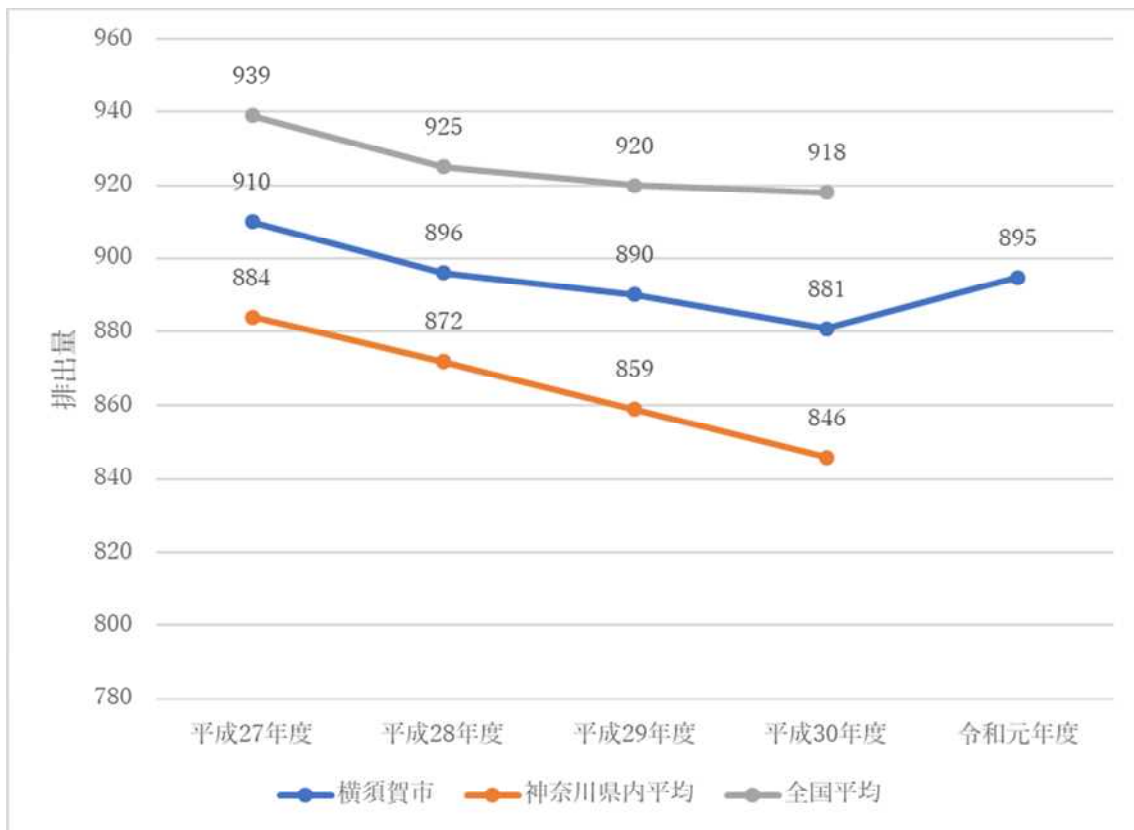


図 2 - 3 1人1日排出量の推移

表 2 - 4 1人1日排出量の比較 (単位: グラム)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
横須賀市	910	896	890	881	895
神奈川県内平均	884	872	859	846	
全国平均	939	925	920	918	

(4) ごみ処理経費

本市のごみ処理経費の推移を示します。

令和元年度は増額になっていますが、これは主に東京電力福島第一、第二原子力発電所事故に伴う損害賠償金額が確定しておらず反映できていないためです。

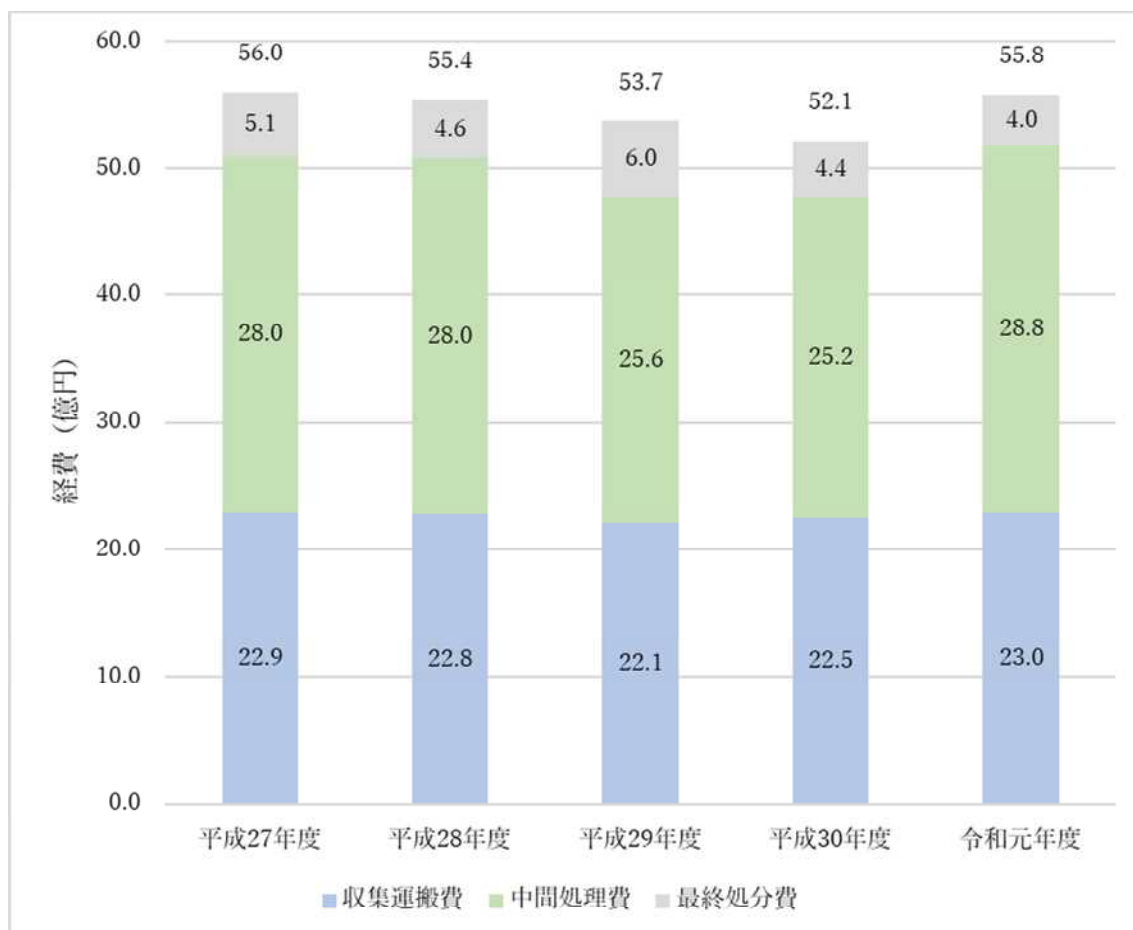


図 2 - 4 ごみ処理経費の推移

2 ごみ処理フロー

本市で処理しているごみの種類、それぞれのごみの搬入先や処理方法を以下に示します。

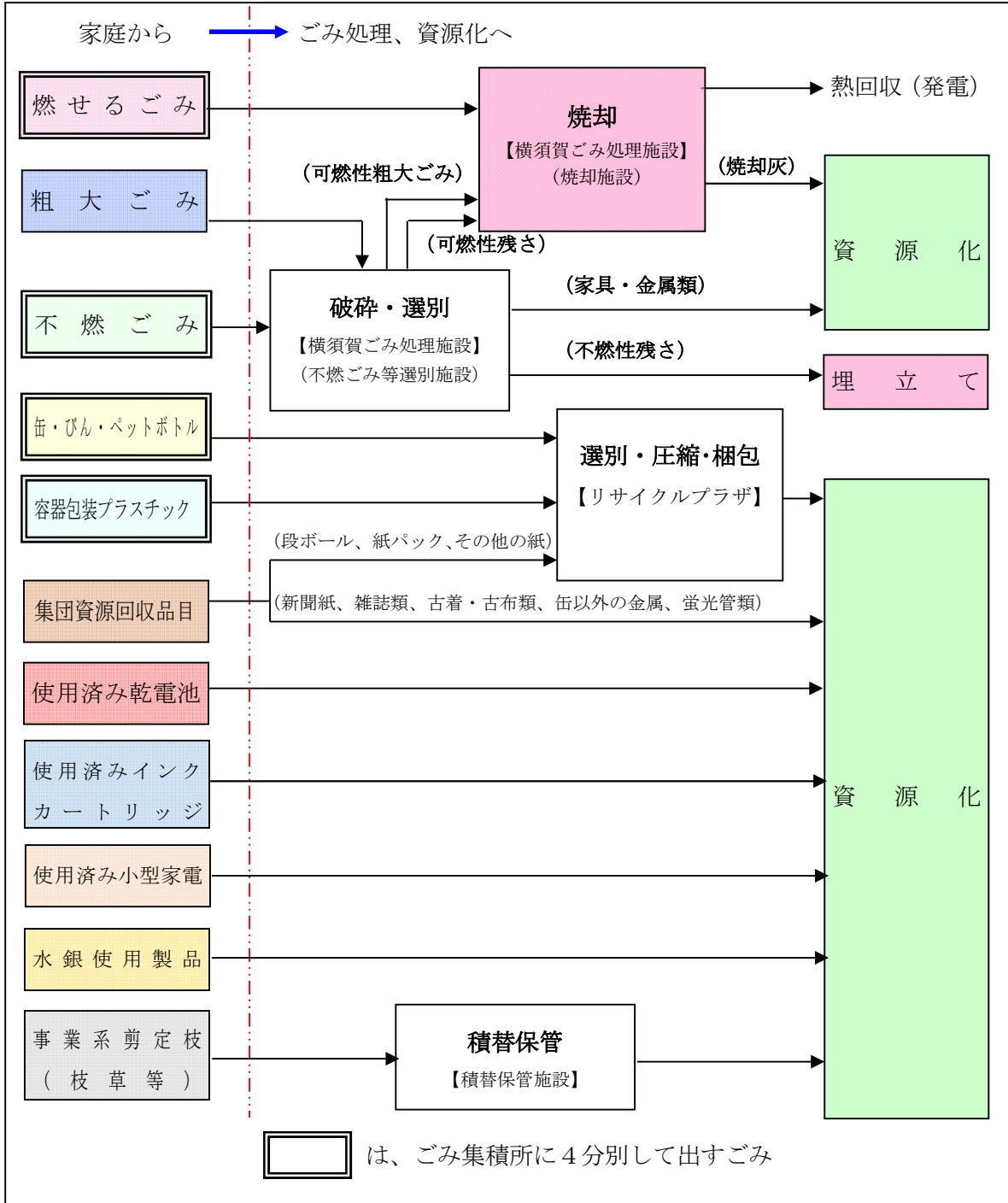


図2-5 ごみ処理フロー

3 広域化による処理

本市と三浦市は、協力してごみ処理に取り組む広域化を推進する目的で、平成21年3月に横須賀市三浦市ごみ処理広域化基本計画を策定しました。

2市が共同してお互いの施設を利用することにより、環境負荷の低減、資源化の推進および効率的なごみ処理システムの構築を目指して、横須賀市に「横須賀ごみ処理施設」を三浦市に「最終処分場」を整備しました。

令和2年3月から燃せるごみ、不燃ごみおよび粗大ごみを横須賀ごみ処理施設へ運搬し処理しています。

燃せるごみの焼却後に発生した焼却灰や不燃ごみ・粗大ごみを選別して得られた金属類を資源化し、不燃性残さについては三浦市の最終処分場へ搬出しています。



4 施設の概要

(1) 横須賀ごみ処理施設「エコミル」

① 焼却施設

燃せるごみ、不燃ごみ等選別施設からの可燃性粗大ごみ、可燃性残さなどを焼却処理し、サーマルリサイクルを行っています。

焼却処理に伴って発生する熱を回収して発電を行い、焼却処理施設内で利用するとともに電力会社に売電しています。

所在地	横須賀市長坂5丁目1番1号
しゅん工	令和2年2月
焼却能力	120 t × 3 炉 / 日 = 360 t / 日
発電能力	6,600 kW
炉数	3 炉
炉形式	ストーカ炉 / 全連続燃焼式

② 不燃ごみ等選別施設

不燃ごみと粗大ごみを処理対象とし、破碎選別処理を行っています。

選別された金属類は資源化します。可燃性残さは焼却施設で焼却し、不燃性残さは三浦市の最終処分場で埋め立て処分しています。

所在地	横須賀市長坂5丁目1番1号
しゅん工	令和2年2月
処理能力	30 t / 5 h
処理方式	破碎選別

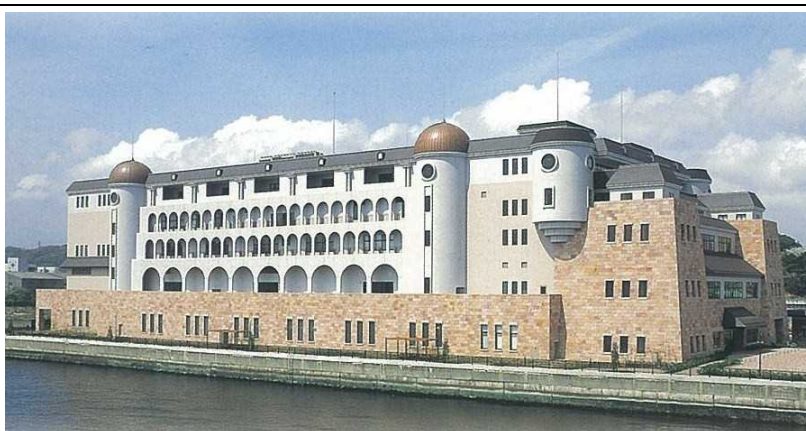


(2) リサイクルプラザ「アイクル」

リサイクルプラザは、資源ごみを再資源化するための中間処理施設であり、容器包装リサイクル法に基づく、缶類、びん類、プラスチック類および紙類の4種類10品目の全てに対応しています。

平成13年4月に稼働を開始してから20年が経過し、プラント設備の各機器に経年劣化が進んでいますが、設備点検や修繕等で対応し安定稼働を確保できるよう対策を講じています。

所在地	横須賀市浦郷町5丁目2931番地
しゅん工	平成13年3月
処理能力	220 t / 日 (5時間) (容器包装廃棄物の選別・圧縮こん包)



(3) 積替保管施設

事業系剪定枝のうち、市内の民間資源化処理施設へ持ち込みできない草などを受け入れ、たい肥化等を行う資源化処理施設へ搬出しています。

所在地	横須賀市長坂5丁目3656番17ほか
しゅん工	平成27年2月
保管能力	1,200 m ³



(4) 最終処分場（三浦市）

広域処理施設として三浦市が整備した施設です。

不燃ごみ等選別施設からの不燃性残さを処理対象として埋立処分しています。

所在地	三浦市三崎町六合字堂ヶ島 1848 番 1
しゅん工	令和 2 年 2 月
埋立容量	48,900 m ³
種類	クローズド型



横須賀市、三浦市施設配置図

5 前計画の評価

平成 29 年 3 月に改定した前計画では「ごみ処理広域化計画による施設整備の推進」「継続的な減量化・資源化啓発事業の実施」「植木剪定枝等新規資源化策の実施」の 3 つの重点施策を掲げ、令和 3 年度における排出量等を目標値として設定していました。

(1) 前計画における目標値の達成状況

目標年度である令和 3 年度のごみ処理実績数値は令和 4 年 6 月頃に確定します。

令和 3 年度のごみ処理実績が確定次第、別途達成状況の検証を行います。

表 2-5 前計画の評価

	平成 27 年度 (基準)	令和 3 年度 (目標値)	令和元年度 (実績)	目標値と実績の 比較
発生・排出量 (うち集団資源回収)	138,355 t (24,262 t)	123,000 t (23,000 t)	131,299 t (20,106 t)	8,299 t (△2,894 t)
焼却量	93,409 t	82,400 t	93,645 t	11,245 t
埋立量	5,352 t	1,700 t	4,254 t	2,554 t
資源化量	45,197 t	44,000 t	41,272 t	△2,728 t
資源化率	32.7%	36%	31.4%	△4.6%
1 人 1 日排出量 (集団資源回収除く)	750 g	695 g	758 g	63 g

最終的には令和 2 年度にする。

(2) 重点施策の達成状況

① ごみ処理広域化計画による施設整備の推進

横須賀市三浦市ごみ処理広域化基本計画及び横須賀ごみ処理施設整備実施計画に基づき、横須賀ごみ処理施設の建設を進め、令和 2 年 3 月から稼働を開始しました。

② 継続的な減量化・資源化啓発事業の実施

ごみ分別パンフレットや分別収集カレンダーの発行、広報紙を活用した啓発、児童生徒に対するごみ教室、学生を対象にした啓発活動、ごみトークの開催、アイクルフェアなどイベントの開催、クリーンよこすか市民の会などの市民協働による啓発活動を実施しました。

③ 植木剪定枝等新規資源化策の実施

令和元年 11 月から事業系剪定枝は市の焼却施設ではなく、市内の民間資

源化処理施設へ持ち込み先を変更し、民間資源化処理施設へ持ち込みができない草等及び地域団体等の清掃活動等で分別された剪定枝は積替保管施設へ持ち込むこととしました。

積替保管施設に搬入された剪定枝（枝、草等）は令和2年4月から民間の資源化処理施設へ搬出し、たい肥化等による資源化を開始しています。

6 ごみ処理の課題

ごみの発生、排出から最終処分までの段階ごとに、次のような課題があります。

(1) 発生・排出

本市では少子高齢化が進行し、人口減少により、ごみの発生・排出量も減少していくと考えられます。

ごみの分別は市民の方々にご協力いただき、資源化率も全国平均よりも高くなっていますが、一部排出ルールの不徹底やごみ集積所でのごみの散乱が見られます。

また、高齢者の方から分別やごみ集積所への排出が困難との声があります。

(2) 収集・運搬

ごみ収集車両やごみ処理施設の火災を防止するため、スプレー缶やライター、卓上コンロのガスボンベ、リチウムイオン電池などは適正に排出されるよう周知、啓発を図っていますが、いまだ混入が見られます。

また、高齢者等に対する収集支援の拡充について検討する必要があります。

(3) 処理・処分

再資源化施設のリサイクルプラザでは二重袋による排出や汚れの落ち切れていない容器包装プラスチック、異物の混入がリサイクルシステムに大きな影響を与えており、引き取り先による品質評価も厳しい状況にあります。施設の長寿命化も含め、分別の変更等を検討し品質を向上させていくことが必要です。

令和2年3月から稼働を始めた横須賀ごみ処理施設が円滑に運営されているか、また積替保管施設、資源循環久里浜事務所などについては将来的な運用を見据え、適切に管理、運用されているか確認していく必要があります。

1 基本理念と基本方針

(1) 基本理念

私たちが生活し、事業活動を行う限り、ごみは発生し、環境に大きな負荷を与えています。

この負荷をできる限り小さくするためには、ごみはなるべく出さないことが第一で、やむを得ず排出する場合は分別を徹底し、できる限り資源化を行い、どうしても資源化できないものだけを適正に最終処分していく「循環型都市」を構築することが重要です。

本市では、環境への負荷をできる限り軽減させるよう「循環型都市よこすか」の推進をこれからも目指していきます。

「持続可能な“循環型都市よこすか”の推進」

(2) 基本方針

基本理念を実現するため、基本方針を掲げ、ごみ処理施策を実施し計画を推進していきます。

- 3R（リデュース、リユース、リサイクル）に、リフューズを加え「3R+1」を基本方針とし、ごみを減らす取り組みを推進します。
- SDGsを達成するための取り組みを推進します。

コラム SDGs とは

SDGs とは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能で、よりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成されています。

ごみ処理基本計画では特に以下の4つの目標の達成を目指します。

	<p>ゴール：持続可能な生産消費形態を確保する</p> <p>主なターゲット： 12.3 世界全体の一人当たりの食料廃棄を半減させ、生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減らす 12.5 廃棄物の発生を減らす</p>
	<p>ゴール： 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p> <p>主なターゲット： 13.1 気候関連災害や自然災害に対する強靱性と適応能力を強化する</p>
	<p>ゴール： 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p> <p>主なターゲット： 14.1 海洋汚染を防止・削減する</p>
	<p>ゴール： あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>

コラム 3R+1って・・・	
Reduce（リデュース：発生抑制） 生産、流通、販売、消費のものの流れの各段階でごみの発生を抑えます。	<ul style="list-style-type: none"> • 使い捨てではなく詰め替えできる商品を積極的に利用する • 最後まで使い切る
Reuse（リユース：再使用） いったん使用されたものでも再び使用することで、ごみとして排出されることを抑えます。	<ul style="list-style-type: none"> • 不要になったものは、必要とする人に使ってもらおう • ミスコピーや片面広告はメモ用紙などに利用する • 再使用できる容器に入った製品を選ぶ
Recycle（リサイクル：再生利用） 再使用できずに、ごみになる場合はできる限り減量化、資源化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> • 正しく分別して資源としてリサイクルする • 地域の集団資源回収を利用する • リサイクル製品を使う
+	
Refuse（リフューズ：発生回避） 不要なもの、余計なものは断ることでごみを発生させません。	<ul style="list-style-type: none"> • マイバックなどを持参し、レジ袋は断る • マイはしを使用し、割りばしは使わない • ごみになるものは受け取らない、買わない

コラム ほかにもある「R」	
<ul style="list-style-type: none"> • Rebuy（リバイ） リサイクルされたものやリユース品を積極的に購入または利用することです • Repair（リペア） 壊れても直せるものは、必要な修理をして長く使い続けることです 	

2 計画期間

令和4年度（2022年度）～令和11年度（2029年度）

国の示す「ごみ処理基本計画策定指針」（平成28年9月）では10年から15年間の長期的視点の計画とされており、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提条件に大きな変動があった場合には、必要に応じて見直しを行うこととされています。

本計画は横須賀市基本計画、横須賀市環境基本計画の計画期間と整合を図っています。

3 ごみの発生、排出抑制、適正処理のための施策の分類

基本理念を実現するため、基本方針に沿って推進する施策の大枠を示します。

- (1) 食品ロス、プラスチックごみ、事業系ごみなどに関する重点的に推進する施策
【重点施策】
- (2) 啓発や指導など、これからも継続して推進し充実させていく施策
【継続施策】
- (3) ごみの有料化など、これからも継続して検討していく施策
【検討施策】

4 ごみの発生、排出抑制、適正処理のための施策の展開

(1) 重点施策

① 食品ロスに関する施策



- ・積極的な情報提供に努め、食品ロスの削減に向けた市民・事業者の取り組みを支援します。
- ・家庭から出る燃せるごみに含まれる食品ロスの割合を調査し、その結果を食品ロス削減の市民啓発に活用します。
- ・フードバンク団体と連携し、フードドライブの実施やイベントなど身近な場所で食品を寄附できる環境づくりを進めます。
- ・食品ロスの削減の推進に関する法律の基本方針を踏まえ食品ロス削減推進計画を策定します。

② プラスチックごみの削減、資源化の推進



- ・国の方針として示されたプラスチック資源の区分を設けて一括回収することについて国などの情勢を踏まえ、情報収集しながら検討を進めます。
- ・海洋都市 横須賀「海洋プラスチックごみ対策アクション宣言」を踏まえ、海洋プラスチックごみ削減に向けた対策を推進します。
- ・ペットボトルの再利用を促進している流通や製造にかかわる企業等と連携し、ラベル、キャップの分別の徹底やペットボトルの回収に対して市民参加を促します。
- ・プラスチックごみに関して市民、事業者、市が連携し、それぞれが自分ごととして捉えて行動できるよう啓発を行います。

③ 事業系ごみに関する施策

「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」（廃棄物処理法第3条第1項）とされています。

本市でも、事業系一般廃棄物の自己責任による処理を原則とし、収集・運搬については、許可業者への委託など事業者負担による収集・運搬とし、焼却などの処分は、処理手数料の負担を求めたうえで、市施設での受け入れ、適正処理を行っていきます。

事業系ごみの減量化・資源化の促進について示します。

・食品廃棄物のリサイクルの促進



食品リサイクル法により、食品関連事業者によるリサイクルが推進され、国による指導、助言がされていますが、市から排出事業者へ啓発す

るとともに、食品廃棄物の発生抑制、減量化につながる施策を検討します。

- ・紙類の減量化、資源化



燃せるごみに混入されている紙類や、市役所を含めた事業者が焼却処理している紙類などを資源化につなげる施策を検討し、資源化率の向上とともにごみの減量を推進します。

(2) 継続施策

- ① ごみの減量化、資源化、適正処理のための啓発



市では「3R+1」の推進のために様々な啓発を行います。

【主な啓発】

- ・児童や生徒に対するごみ教室の開催や啓発冊子の発行
- ・ごみ分別パンフレットや収集カレンダー（外国人向け含む）の発行
- ・スマートフォン用にごみ分別アプリの配信やLINEによる周知啓発
- ・広報紙やホームページによる周知啓発
- ・ごみトークやごみ問題学習会の開催
- ・アイクルフェアなどイベントの開催
- ・クリーンよこすか市民の会、ごみダイエット推進員などとの市民協働による啓発活動
- ・リサイクルプラザや横須賀ごみ処理施設の見学による分別や処理の周知
- ・高齢者等に対する分別や収集方法の啓発

- ② ごみの排出指導



ごみ排出ルールの徹底を図り、ごみの減量化を推進するため、ごみの搬出に関する指導を行います。

i) 市民に対する指導

- ・集積所における排出指導
- ・ポイ捨てや路上喫煙に対する指導
- ・不法投棄に対する指導
- ・集積所からのごみ持ち去りに対する指導

ii) 事業者に対する指導

- ・排出事業者に対する指導
- ・不法投棄に対する適正処理指導

③ 処理手数料の適正化

ごみの排出抑制およびリサイクルの推進を図るため、ごみの処理手数料について、処理経費を踏まえ、**受益者負担を求めていくことも含めて見直**します。

④ 分別区分の整理



リサイクルプラザの安定的稼働のための「びん」の単独分別、また 50cm 以下の家電を粗大ごみから定日ごみへの分別変更などについて検討します。

粗大ごみの定義を見直します。

分別の理解しやすさや集積所の清潔の保持、高齢者に配慮した分別などの観点から市民サービスの向上につながるよう分別区分の整理を検討します。

⑤ 高齢者等のごみ出し支援



高齢化によりごみ出しが困難になる状況や、地域社会からの孤立や生活への意欲喪失により多量のごみを溜め込んでしまう状況（いわゆるごみ屋敷）などに対応するため、福祉や地域コミュニティの部署と連携し支援収集の充実を図ります。

また、高齢者等への対応として分別の緩和を視野に入れて検討を進めます。

⑥ 剪定枝（枝・草等）の資源化



造園事業者や公園清掃などから排出される剪定枝（枝、草等）の資源化の推進に引き続き取り組みます。

⑦ 海岸漂着ごみの円滑処理



魅力ある自然海岸を保全するため、海洋プラスチックごみをはじめとする海岸漂着物等を円滑に処理する体制を維持し、引き続き（公財）かながわ海岸美化財団、港湾管理者等と連携を深め、迅速な処理体制を構築していきます。

また、市民や団体のボランティア清掃活動は、地元に着した効果的な海岸清掃となっており、海岸美化の推進に大きな役割を果たしています。

そのため、市はボランティア団体や関係機関と連携を図り、海岸美化活動の推進と自然海岸の保全に向け、回収された漂着ごみの適正な処理に努めていきます。

⑧ ポイ捨て防止及び路上禁煙の徹底



ポイ捨て防止、路上禁煙徹底のキャンペーンやクリーンよこすか市民の会との連携などを通じて、更なる環境美化の推進を図ります。

また、路上禁煙の啓発活動を主体的に行う商店街や町内会等の団体に対し、「のぼり旗」や「啓発ポスター」を提供します。

⑨ 不法投棄対策の強化



生活環境の保全、改善のため、警察や関係する機関と連携を深め、定期的なパトロールを継続し、不法投棄の防止対策を強化していきます。

また、**市民**、町内会、自治会等からの情報にいち早く対応し、不法投棄を「しない、させない」体制を実現していきます。

⑩ 適正処理困難物および排出禁止物に関する指導



本市では廃棄物処理法第6条の3第1項や本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の第27条の規定に基づき、適正処理困難物については、市民に対して販売店等による引き取りなどを利用するよう協力を求めています。

また、排出禁止物としては、「有害性物質を含むもの」「危険性のあるもの」などを条例第24条に規定し、使用者の責任での適正な処理を指導していきます。

(3) 検討施策

① 家庭系剪定枝の資源化



事業系剪定枝の資源化に続き、家庭系剪定枝を資源化するため実施の効果、収集方法などを検討します。

② 家庭ごみの有料化



ごみの排出抑制を一層進め、ごみの減量化や受益者負担の適正化を目的とする家庭ごみの有料化について、導入の効果や有効な方法などを近隣他都市の状況を参考にしながら検討します。

③ ごみ処理に関する新たな技術等の調査、検討



紙おむつの資源化やプラスチック資源への対応など新しい技術に対して広く情報収集するとともに、必要であれば導入まで見据えて調査、検討します。

感染性のあるものや紙おむつなど、ごみの分別や排出方法等を新たに検討する際は、プライバシーや個人情報保護の観点を考慮して検討を進めます。

「循環型社会」の形成に向けた基本原則や、施策の基本的事項の枠組みを示す循環型社会形成推進基本法に基づいて以下のように様々なリサイクルの個別法が制定されています。

リサイクルを促進するための個別法

- 容器包装リサイクル法
- 食品リサイクル法
- 建設リサイクル法
- 小型家電リサイクル法

容器包装プラスチックや小型家電は市町村により回収し再資源化を進めています。食品廃棄物、建設廃材については製造・加工事業者や受注事業者等によりリサイクルすることとされています。

市町村で処理が困難な廃棄物に対する個別法

- 家電リサイクル法（平成 13 年 4 月施行）
- 自動車リサイクル法

エアコンや自動車など市町村による適正処理が困難な廃棄物は、家電リサイクル法や自動車リサイクル法などにより再商品化や製造事業者による処理体制が整ってきています。

「適正処理困難物」とは、

本市の廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第 27 条で指定することができ、市で適正な処理が困難なものです。

スプリングマットレス、テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、ワープロが該当します。

本市では粗大ごみとして出すことは可能ですが、市民には販売店等での引き取りを利用するようお願いしています。

「排出禁止物」とは、

条例第 24 条第 1 項に規定するもので本市のごみ処理施設で受け入れることはできません。

具体的には以下のものです。

① 有害性物質を含むもの	バッテリー、化学薬品、農薬（家庭園芸用薬品）など
② 著しく悪臭を発するもの	排泄物が残ったままの紙おむつなど
③ 危険性のあるもの	ガスボンベ類、消火器、注射針、メス、石油類、廃油、シンナーなど
④ 容積又は重量の著しく大きいもの	耐火金庫、大型電気温水器、ピアノ、農機具、船外機、乗用草刈・芝刈機、コンプレッサー、電動カート、電動車いす、ボート、浴槽など
⑤ その他処理に支障を及ぼすおそれがあるもの	原動機付自転車、オートバイや車の部品及びタイヤ、瓦、ブロック、タイル、レンガ、コンクリート、セメント、土砂、砂利、石（石製製品を含む）、モルタル、石膏ボード、ソーラーシステム、木の根（直径20センチメートル以上）、鉄筋、陶器製の便器、塗料、事業用業務機器、フロンガス使用製品（冷風機・除湿機など）、うす、ウォーターベッド、オイルヒーターなど

5 基本理念からつながる施策の体系

基本理念からつながる施策と各施策が関連する基本方針（3R+1、SDGs）の項目を示します。

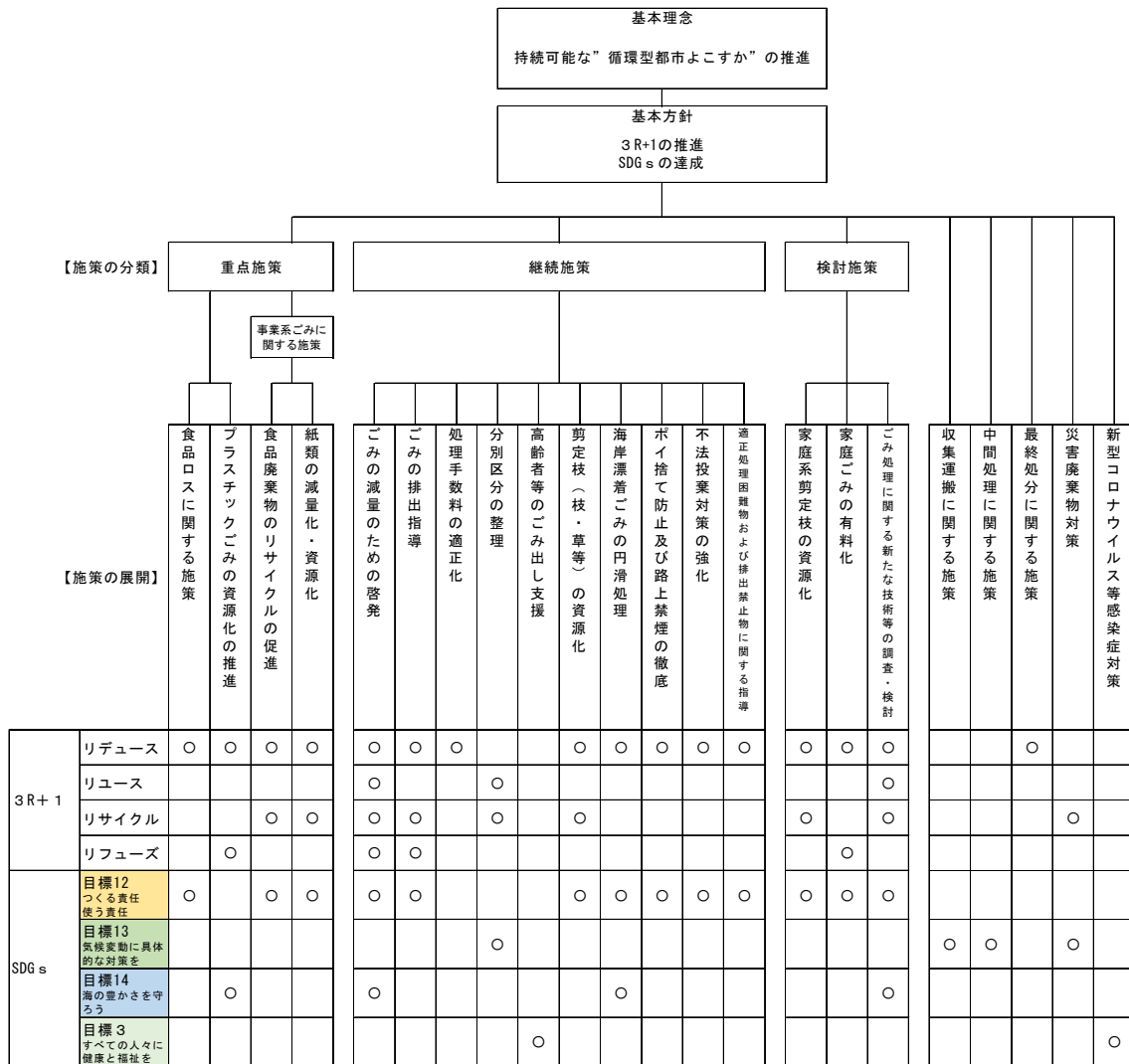


図3-1 施策の体系

6 市民・事業者・市の役割

ごみの発生、排出抑制のためには市民、事業者、市が一体となって取り組むことが重要です。各施策を達成するための市民、事業者、市の役割を示します。

(1) 市民の役割

- ① unnecessaryなものを買わないこと、受け取らないことなどを日頃から意識し、使い捨て製品の使用を控えるとともに、マイバックを持参するなど、なるべくごみを出さないことを心がける。
- ② 食品の購入にあたっては、賞味期限、消費期限を正しく理解し、計画的な買い物や調理の工夫などにより、食品ロスの削減に努める。
- ③ 生ごみの排出時には、水切りに努め、生ごみ減量化処理機器を積極的に利用する。
- ④ 分別排出を徹底し、資源ごみの分別や集団資源回収に協力する。特にリサイクル可能な「その他の紙」の集団資源回収への排出に努める。
また、汚れた容器包装プラスチックは軽くすすぎ。特に2重袋では出さない。
- ⑤ 家具や衣類などの生活用品は修理、修繕してできるだけ長く使用する。
また、リサイクル製品の購入や使用促進に努める。
- ⑥ プラスチック資源の分別等、新たな資源化や分別を実施する必要性が生じた場合、市や関係団体とともに実現に向けて協力する。

(2) 事業者の役割

- ① 使い捨て製品の販売、製造を減らすよう努め、廃棄された後には環境への負荷が少ない製品開発に努める。
- ② 製造、販売業者の連携による余剰食品の減少、外食産業における食べ残し対策など、食品廃棄量の抑制に努める。
- ③ 簡易包装の推進、梱包方法の工夫などにより、商品の梱包材使用量を抑制する。
- ④ 資源回収業者や許可業者への委託などにより資源物のリサイクルを図る。

(3) 市の役割

- ① 本計画の基本方針に沿ったごみの減量化、資源化施策の推進を図り、市民、事業者がそのための取り組みを円滑に実施できるよう、積極的に支援、啓発を行う。
- ② ごみの排出、処理の状況や資源循環、適正処理に係る法制度や技術的動向などの情報を適切に提供する。

- ③ 廃棄物の発生抑制を促進する施策について、国や県などに積極的に働きかけを行う。
- ④ 市自らも庁舎内等におけるごみの減量化、資源化に努め、積極的にグリーン購入を推進し、再生資源等の使用に努める。

7 ごみの適正な処理に関する事項

(1) 分別して収集するごみの種類と分別区分

家庭、事業所から排出されたごみを資源化、適正処理するためには、排出する段階から再生利用等に配慮した区分で分別排出、収集することが重要です。本市で処理するごみの分別区分、種類、収集方法を示します。

分別区分	ごみの種類	排出袋等	排出・収集方法
4 分 別 収 集	燃せるごみ	・生ごみ ・リサイクルできない紙 ・小枝、落ち葉 ・皮革、合成皮革製品 ・廃プラスチック類 など	ごみ集積所 ・午前6時頃から 8時までに排出
	不燃ごみ	・陶磁器類 ・ガラス類 など	
	缶・びん・ ペットボトル	・缶、びん類 ・ペットボトル ・金属製のフタ など	
	容器包装 プラスチック	・トレイ、バック類 ・カップ、ボトル類 ・袋、ラップ類 など	
粗大ごみ	・家具類 ・ブランコ等遊具類 ・電化製品 など	—	・戸別収集（申込制） ・直接搬入
使用済み乾電池	乾電池（ボタン型、充電式を除く）	—	乾電池回収箱 （店頭などの拠点収集）
使用済み充電式電池	・リチウムイオン電池 ・ニカド電池 ・ニッケル水素電池	—	回収箱 （公共施設3箇所）
使用済み小型家電	小型家電 17 品目	—	回収ボックス （公共施設等 16 箇所）
水銀使用製品	体温計・温度計・血圧計	—	回収箱 （公共施設等 15 か所）
インクカートリッジ	家庭で使用済みになったもの	—	回収箱 （公共施設等 14 か所）
集団資源回収	・新聞紙 ・雑誌類 ・段ボール ・紙パック ・その他の紙 ・古着、古布類 ・缶以外の金属 ・蛍光管類	品目に応じ、ひも掛け など	・町内会・自治会等の実施 団体が決める集積所など ・市の廃棄物関連施設等でのサンデーリサイクル
臨時収集ごみ	・公園清掃ごみ ・町内清掃ごみ など	・分別方法は、ごみの状況に応じて個別に対応 ・随時収集	
小動物の死体	小動物の死体	—	・随時収集（申込制） ・直接搬入



(2) 収集運搬に関する施策

ごみの収集運搬は、分別排出されたごみを、生活環境の保全に支障とならないように、適正な処理・資源化へとつなげる手段です。

ごみ質の変化、処理・資源化技術の発達、高齢化社会等の環境変化などに応じて市民サービスの向上と効率的な収集・運搬体制を整備していきます。

① 収集区域 本市の行政区域内の全域を収集区域とします。

② 分別区分ごとの収集方法・回数

分別区分	収集方法・回数	収集・運搬主体	搬入先
4 分 別 収 集	燃せるごみ	定日収集： 2回/週 (ごみ集積所)	直営および委託 横須賀ごみ処理施設 焼却施設
	不燃ごみ	定日収集： 2回/月 (ごみ集積所)	直営および委託 横須賀ごみ処理施設 不燃ごみ等選別施設
	缶・びん・ ペットボトル	定日収集： 1回/週 (ごみ集積所)	直営および委託 リサイクルプラザ
	容器包装 プラスチック	定日収集： 1回/週 (ごみ集積所)	直営および委託 リサイクルプラザ
粗大ごみ	戸別収集(申込制)：随時 直接搬入	委託 横須賀ごみ処理施設 不燃ごみ等選別施設	
使用済み乾電池 使用済み充電式電池 使用済み小型家電 水銀使用製品 インクカートリッジ	拠点収集： 随時 (店頭など)	直営 民間資源化施設	
集団資源回収	実施団体が決める日時：随時 市の廃棄物関連施設等でのサン デーリサイクル：4回/月	— リサイクルプラザに搬入	
臨時収集ごみ	随時	直営 —	
小動物の死体	申込制 随時収集・直接搬入	委託 小動物火葬施設	
許可収集ごみ	随時 (主に事業系一般廃棄物)	許可業者 焼却施設	
直接搬入ごみ	随時	排出者自ら運搬 種類に応じ各処理施設	

③ 収集運搬車両の低公害車使用

収集運搬車両の更新の際は、車種・台数等を見直し、環境性能を重視した車両を運行することにより、温室効果ガス（CO₂）排出量を削減する等、SDGsの達成や環境負荷低減に努めます。



(3) 中間処理に関する施策

中間処理は、収集・運搬されたごみの種類に応じて、それぞれに適した方法で処理することにより、生活環境を保全し、公衆衛生の向上を図るものです。

各処理施設における処理の過程でも再使用、再生利用、熱回収を推進することにより、循環型都市の推進を目指します。

施設の処理してる写真を入れる

① 再資源化施設（リサイクルプラザ）での処理

「缶・びん・ペットボトル」と「容器包装プラスチック」の容器包装廃棄物、集団資源回収品目中の「段ボール、紙パック、その他の紙」を資源化処理、売却ができる状態に選別、保管し、主に容器包装リサイクル法に対応した再資源化を行います。

② 焼却施設（横須賀ごみ処理施設）での処理

燃せるごみとして収集、搬入されたもののほか、不燃ごみ等選別施設で破碎、選別した後の可燃物などを焼却し、最終処分するごみ量の減容、衛生的処理を行います。

③ 不燃ごみ等選別施設（横須賀ごみ処理施設）での処理

収集、搬入された不燃ごみ、粗大ごみを再利用できるもの、できないものを仕分け作業（前処理）し選別します。

破碎処理を行い、資源物（鉄類、アルミ類）と可燃物、不燃物に選別します。可燃物は焼却処理し、不燃物は埋立処分を行います。

④ 積替保管施設での処理

直接搬入もしくは収集した剪定枝（枝、草等）は、積替保管施設に一時保管し、民間資源化施設へ資源化処理（たい肥化等）を委託します。

また、店頭などで拠点回収した使用済み乾電池も積替保管施設で一時保管し、民間資源化施設へ処理委託します。

⑤ その他民間施設での中間処理・再資源化

市内16か所の公共施設等でボックス回収した使用済み小型家電は、福祉事業者へ選別を委託した後、国の認定を受けた再資源化事業者へ引き渡（売

却) しています。

集団資源回収に出された新聞紙、雑誌類などは有価物として直接売却されるなど、本市の設置する施設以外でも中間処理、再資源化を行います。

(4) 最終処分に関する施策

令和2年度から広域処理施設として整備された三浦市の一般廃棄物最終分場で埋め立てを行っています。

今後も排出抑制に努めつつ、不燃ごみ等の選別による資源物回収、可燃性残さの焼却、熱回収などにより、最終処分量の減量化を図り適正に最終処分を行っていくこととします。

8 ごみ処理施設の管理

既存ごみ処理施設の安定的、効率的な運用のため、各施設の整備計画の策定を含めて課題や検討項目を整理していきます。

(1) 横須賀ごみ処理施設の安定的運用

三浦市との広域ごみ処理施設としての機能を踏まえ、運用していく中で生じる課題に対応し、安定的に運用していきます。

(2) リサイクルプラザの老朽化対策

プラスチック資源の一括回収に関する国などの動向を踏まえ、施設の老朽化も考慮し、サイクルのあり方を検討します。

(3) 積替保管施設の運用

継続的に安定運用ができるよう剪定枝（枝、草等）の取り扱い及び積替保管施設の運用について検討します。

第4章 計画のマネジメント

1 ごみ処理の数値目標

計画策定時は令和2年度の実績とする

本市では人口の減少に伴い、ごみの発生・排出量も減少傾向にありますが、分別排出の徹底とごみの発生、排出抑制、適正処理のための施策を進めることで、さらなるごみの減量化、資源化を進めます。

令和元年度のごみ処理実績を基に、目標数値を定めます。

項目	単位	令和元年度 (基準年度)	令和11年度 (目標年度)	比較
ごみ排出量	t	131,299	112,998	△14,806
集団資源回収	t	20,106	13,822	△6,284
資源化量	t	41,272	36,053	△5,219
資源化率	%	31.4	31.9	0.5
1人1日排出量 (集団資源回収含む)	g/人・日	895	836	△59

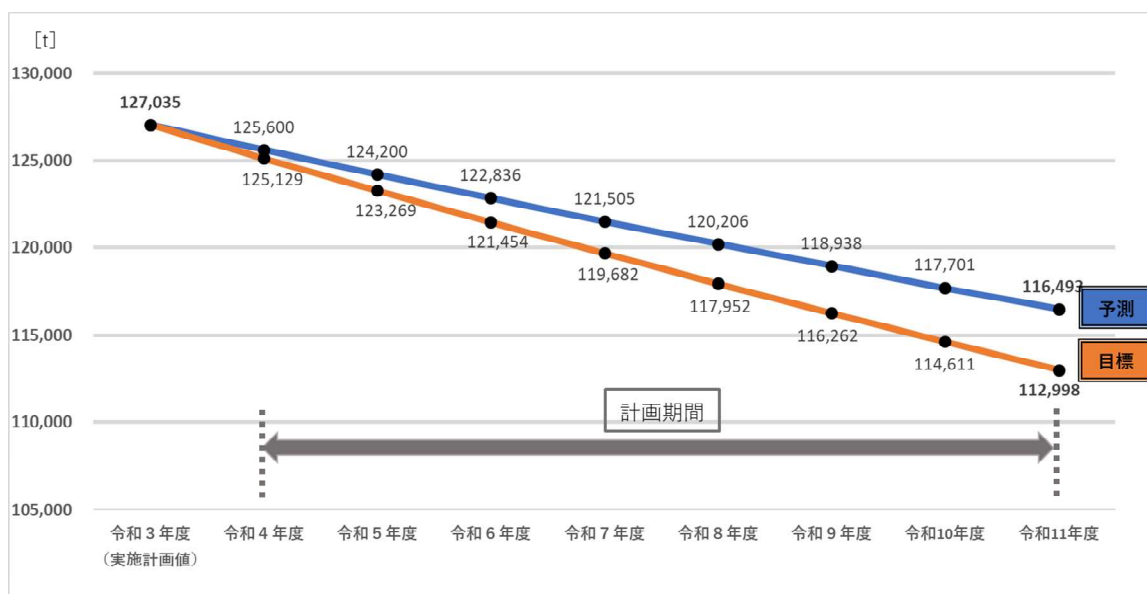


図4-1 ごみ排出量の予測値と目標値

2 進行管理

(1) 計画評価の指標

上記、ごみ処理の数値目標の推移及び第3章の4に記載されている施策の実施状況を計画評価の指標として設定します。

(2) 計画の評価・見直し

指標の推移等を廃棄物減量等推進審議会に諮り、計画の評価と必要な見直しを行います。

国の示す「ごみ処理基本計画策定指針」（平成28年9月）では10年から15年間の長期的視点の計画とされており、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提条件に大きな変動があった場合には、必要に応じて見直しを行うこととされています。



1 災害廃棄物への対応

近年では毎年のように台風や大雨による大規模な災害が起きています。

発災直後は人命救助や避難所の開設など被災者支援が第一に考えられますが、一定時間経過後には市民の片付けや復旧に対応できるよう、仮置場の開設やその広報など災害廃棄物の処理のための体制を構築しなくてはなりません。

大規模な災害により多量に発生する災害廃棄物の処理には大きな労力を必要とします。そのため、少しでも円滑に対応できるよう平常時の備えが重要です。

ここでは災害廃棄物への対応について、主に平常時の備えについて示します。

(1) 横須賀市災害廃棄物等処理計画の策定

本市では、災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として「横須賀市地域防災計画」を策定し、それを補完する個別計画として「横須賀市災害廃棄物等処理計画」を策定しています。

大規模な地震災害や風水害が発生した場合に災害廃棄物の迅速かつ適正な処理及びリサイクルを図り、災害時の市民の生活環境を確保することを目的として、災害時の災害廃棄物の収集、運搬、処理に係る基本方針、実施体制を定めたものです。

コラム

災害廃棄物って何ごみ？

災害廃棄物は一般廃棄物に区分されます。

廃棄物処理法第2条2において、「一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう」と定められており、産業廃棄物の中に災害廃棄物は含まれていないので、災害廃棄物は一般廃棄物となります。

廃棄物処理法第6条の2において、市町村は一般廃棄物の処理に統括的な責任を有することが定められていることから災害廃棄物についても市町村の責任において処理することになります。

なお、「り災ごみ」は「り災（届出）証明書」や「り災事実現認書」が必要になりますが火災、風水害などにより被害を受けた一般住宅から排出されるごみで、市が無料で収集・処分するものです。

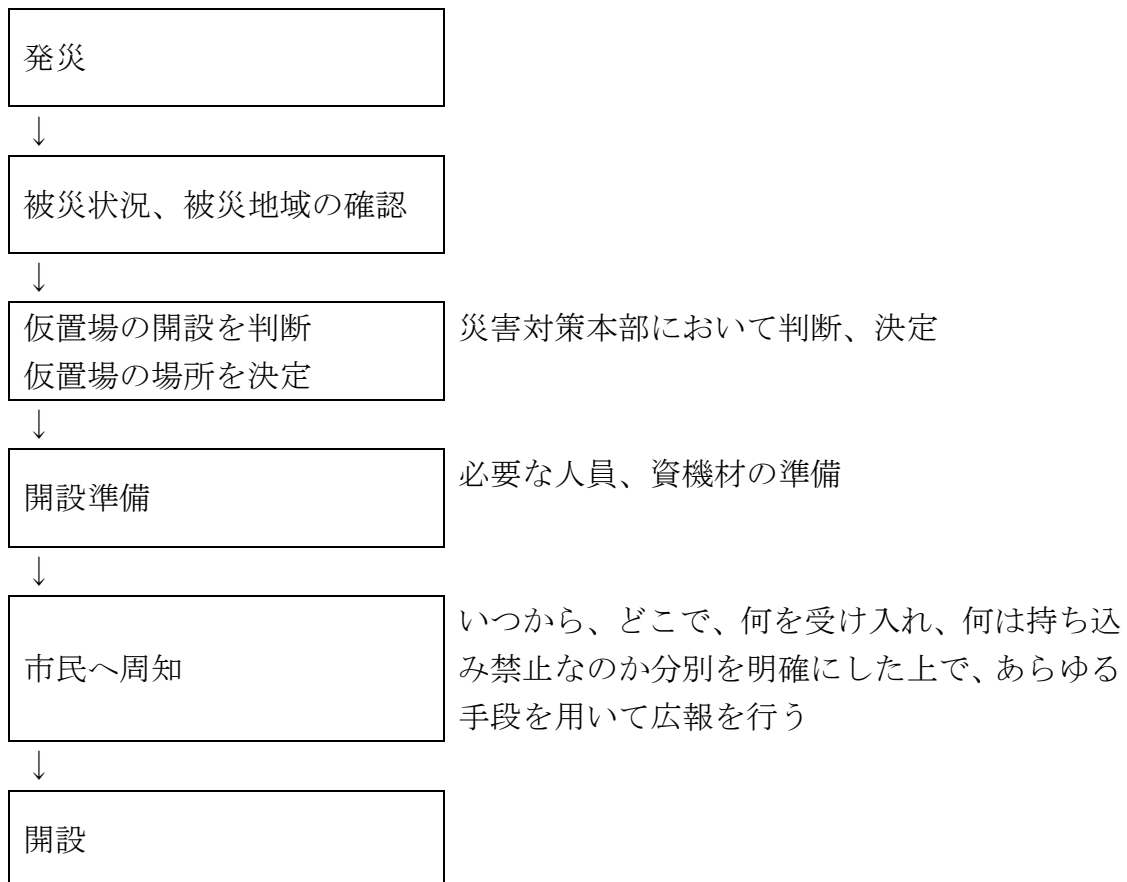
(2) 仮置場

大規模な災害が発生し、大量の災害廃棄物が発生する場合は、市内に仮置場を開設します。

仮置場は市民が自ら、もしくはボランティア等が災害廃棄物を持ち込む場所です。

本市では市内に仮置場の候補地を選定しています。被災した地域や被災状況などを考慮し、速やかに開設できるよう努めます。

① 仮置場の開設



コラム

仮置場とは

仮置場は、災害廃棄物を分別、保管、処理するために一時的に集積する場所のことです。



② 仮置場の運営

仮置場では、持ち込まれた災害廃棄物をできるだけ分別して集積します。分別の徹底は、処理期間の短縮や最終処分量の削減、処理費用の削減につながります。

仮置場に持ち込めるのは、災害により発生したごみです。生ごみなど4分別のごみは受け入れません。

◆仮置場の分別配置イメージ

実際の仮置場では下図のように災害廃棄物を分別して受け入れます。(分別配置は例です。災害の種類や規模、仮置場の場所によって変わります。)

搬入する際は分別にご協力ください。

仮置場には市職員等の係員を配置します。搬入の際はその指示に従い、荷下ろしをしてください。

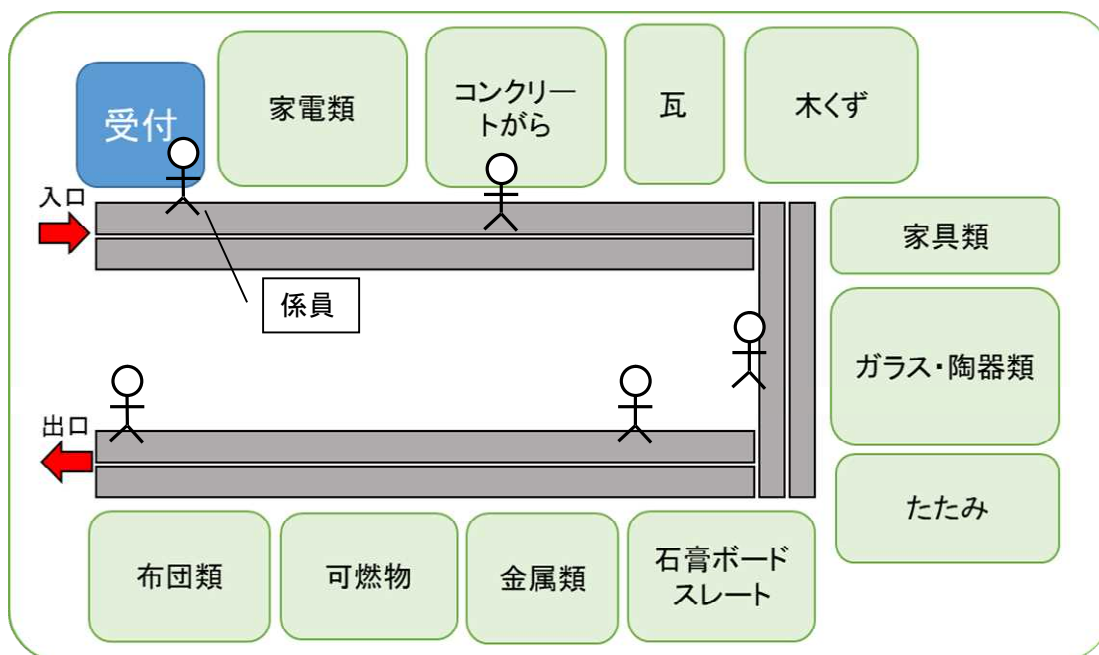


図5-1 仮置場の配置図例

コラム

災害廃棄物の発生量

令和元年の台風15号、19号などによる千葉県で発生した災害廃棄物の量は約39万トンで横須賀市のおよそ3年分の量になります。

平成28年の熊本地震では約289万トンで横須賀市での22年分の量になります。

③ 市民等への広報、周知

市は仮置場開設の準備が整い次第、被災者に対していつから、どこで、何を受け入れるか、何は持ち込み禁止なのか、分別等を明確にした上で、広報を行います。

また、ボランティアに対しても速やかに災害ボランティアセンター等を通じて、同様の情報を周知します。

i) 広報する内容

- ・ 分別方法
- ・ 仮置場の場所、搬入時間、曜日等
- ・ 仮置場の案内図、配置図
- ・ 仮置場に持ち込んではいけないもの（生ごみ、有害廃棄物等）
- ・ 災害廃棄物であることの証明方法（住所記載の身分証明書、罹災証明書等）

ii) 広報の手段

- ・ チラシ配布
- ・ 広報車
- ・ 防災行政無線
- ・ 避難所等へのポスター掲示
- ・ ホームページ、SNS
- ・ テレビ、ラジオ等

◆ 仮置場案内チラシのイメージ

被災された方・ボランティアの皆様へのお問い合わせ 年 月 日

災害により発生したごみの分別・仮置場のご案内

台風〇号により発生した家庭で出るごみ等は、仮置場へ持ち込んでください。分別にご協力をお願いします。

■ 仮置場で受け入れるごみ
家庭で災害により発生した以下のごみ

- ① 家電類
- ② コンクリートがら
- ③ ガラス・陶器類
- ④ 可燃物
- ⑤ 瓦
- ⑥ 金属類
- ⑦ たたみ
- ⑧ 家具類
- ⑨ 木くず
- ⑩ 石膏ボード・スレート
- ⑪ 布団類

【持込できないごみ】

- 盲段、収集している燃せるごみ（生ごみ）、不燃ごみ、資源回収ボックス、缶・びん・ペットボトルは、通常のごみ収集日に、ごみステーションに出してください。
- 事業所から出たごみ
- 産業廃棄物

■ 注意事項

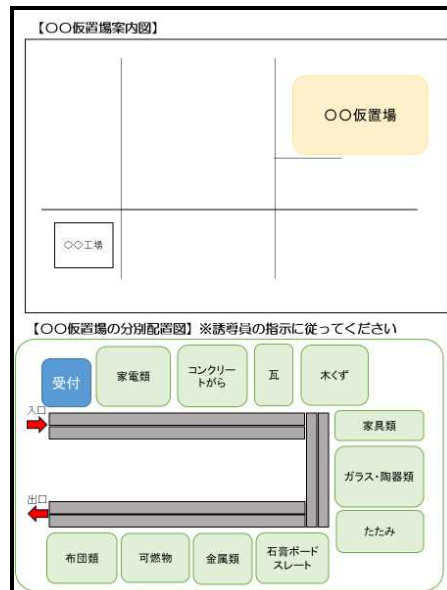
- 袋に入れて持ち込む場合は、透明・半透明な袋に入れてください。
- バッテリー、タイヤ、危険なもの（消火器、ガスボンベ、灯油、農薬等）は、受け入れません。
- ガラス片や釘などでケガをしないよう十分に注意してください。

■ 仮置場では、誘導員の指示に従って決められた場所に置いてください ※裏面をご覧ください

場所：〇〇仮置場
開設期間：11月8日(金)まで
開設時間：9:00～16:00

【問合せ先】 横須賀市 資源循環課 電話822-8419

表面



裏面

(3) 協力、支援体制の構築

本市では災害時、相互に支援を受けることができるよう県や近隣自治体、関係団体と協定を結んでいます。

また、国や県では速やかに連携できるような体制を構築しています。

① 本市が締結している協定

- i) 災害廃棄物の撤去、収集・運搬、処理等に関して廃棄物処理に関する団体との協定
- ii) 仮設トイレの設置の協力に関する協定
- iii) 神奈川県、県内市町村との相互応援協定
- iv) 横須賀三浦地域（鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町）における相互援助協定

② 支援、連携の体制

i) 大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会

環境省の関東地方環境事務所が事務局を務め、関東ブロック（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県）において災害時に都県域を超えた連携、協力体制を構築することを目的とする協議会です。

令和元年度の台風により被災した千葉県へ支援チームを派遣し、横須賀市職員も支援に参加しました。

ii) D. Waste-Net

災害廃棄物処理支援ネットワークの略称。環境省、地方環境事務所を中心とし、国立環境研究所その他専門機関、関係団体から構成され、大規模災害時の災害廃棄物の処理体制として設置されています。

iii) 環境省の災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）

災害廃棄物の処理を円滑に進めるため災害対応の実務に精通した全国の自治体の職員をリスト化し、新たな被災地に派遣する制度です。

コラム

横須賀市の支援

令和元年の台風 15 号・19 号により被災した東京湾対岸の近隣自治体に対して、災害廃棄物の収集運搬、処理等の支援を行いました。

東京湾フェリーを利用して、ごみ収集車・職員を被災自治体の災害廃棄物仮置場に派遣し、主にふとん等の可燃ごみを収集して横須賀市南処理工場に運搬して焼却処理をしました。

コラム 大規模災害時のこころがけ（市民の方へ）

発災後、3日間は集積所へごみが出せません。

（仮置場が開設された場合、仮置場へ持ち込んでいただくことは可能です。）

4日目からは、生ごみ、携帯トイレ、紙おむつ、衛生用品は出せるようになります。（災害の規模や状況により、ごみが出せるようになるまでに日数は異なります。）

コラム 仮置場への便乗ごみ

仮置場には、直接災害とは関係のないテレビや洗濯機等の廃家電、自転車等の便乗ごみが持ち込まれることがあります。これらは災害廃棄物処理のための国の補助金の対象とはなりません。

熊本地震では、家庭に退蔵されていたブラウン管テレビが大量に仮置場へ搬入され問題となりました。

仮置場へ持ち込めるのは災害により発生したごみです。

コラム 災害でごみが増える

令和元年の台風では横須賀市でも被害が出ました。

仮置場は設置していないため、明確な災害廃棄物の数量は把握できませんでしたが、前年と比較して粗大ごみが689トン、燃せるごみも1,649トン増加しました。

減量化、資源化を推進している中でも災害のためにごみ量が増えてしまうことはありますが、減量化、資源化の流れは継続しているものと考えています。

2 新型コロナウイルス等感染症対策への対応



新型コロナウイルス等の感染症の感染が拡大した場合にごみを排出する際の感染防止策、適正な処理のために講ずべき対策、処理体制の維持のためにとるべき措置等について示します。

(1) 一般廃棄物処理等事業に関する事業継続計画 (Business Continuity Plan (BCP)) の策定

事業継続計画 (BCP) とは災害など業務の継続を阻害する出来事が発生することに備え、あらかじめ準備しておくことや、出勤できる職員数が限られている状況下であっても、最低限継続しなければならない業務を行うための方策等を定めたものです。

BCP は実効性を維持、向上させるために内容の点検を行い、必要に応じて改定していきます。

横須賀市では平成 21 年に新型インフルエンザ対策のため、廃棄物処理にかかる BCP を策定し、令和 2 年の新型コロナウイルス対策においても、この計画をもとに廃棄物の適正処理や業務の体制を整備しました。

(2) 排出される廃棄物の種類と特徴

感染が拡大した場合、一般家庭や事業所 (医療関係機関等を除く) からは感染者が使用した鼻水や痰等が付着したティッシュやマスク、おむつ等が排出されます。

これらはごみ集積所に出される燃せるごみに混在し、排出されます。

(3) 廃棄物処理の留意点、対策

① 排出するときの留意点

家庭から感染者が使用したティッシュ等の廃棄物を排出するときは、直接接触せず、捨てた後は石けん等を使って手を洗うことが重要です。

感染防止策として以下の点に留意することが重要です。

- i) ごみ袋をしっかり縛って封をすること（廃棄物が散乱せず、収集運搬作業においてごみ袋を運びやすくなります。）
- ii) ごみ袋の空気を抜いて出すこと（収集運搬作業においてごみ袋を運びやすくなるとともに、収集車内での破裂を防止できます。）
- iii) 生ごみの水切りをすること（外出自粛を受けて家庭からの廃棄物が増加しがちになりますので、その量を減らすことができます。）
- iv) 市の分別、収集ルールを守り廃棄物の減量に努めること

② 処理等における留意点

廃棄物の収集、運搬、処分などの廃棄物処理に係る感染防止策としては、以下の対策が有効であるので、作業内容に応じて適切に対策を講じる必要があります。

- i) 手袋、マスクその他の个人防护具及び肌の露出の少ない作業着を着用する。夏季には熱中症に留意し、感染対策を講じた上で、こまめな水分補給などの対策を実施すること。
- ii) 作業終了後の手洗い及び手指消毒の実施
- iii) 運搬車両や施設等のうち手や手袋が触れる箇所の清掃及び次亜塩素酸ナトリウムやアルコールを用いた消毒の実施
- iv) 休憩、着替え等の際の3密の回避、換気の実施

令和2年の新型コロナウイルス流行時には、以下のような対応を取り感染リスクの低減を図りました。

- 収集職員の分離

通常、資源循環久里浜事務所の1か所であった収集の拠点を横須賀ごみ処理施設との2か所に分けました。また、作業員の更衣室や出入り口も重ならないように時間調整するなどの工夫をしました。

- 市民への啓発

マスクやティッシュペーパー等の捨て方についてホームページ等で啓発を行いました。

またPCR検査受診者に対して、検査機関の協力のもとマスク等の捨て方のチラシを配布しました。

- 事務室での対応

マスクの着用、机間やカウンター上の仕切りの設置など感染予防に努めました。

- リサイクルプラザでの対応

リサイクルプラザでは缶、びん、ペットボトル等を手作業で選別しています。

作業の際は、作業員の班分け、さらに作業員同士の間隔を空けて感染予防に努めました。

◆マスク等の捨て方チラシ（環境省作成、裏面は本市作成）

新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いのある方などがご家庭にいらっしゃる場合、鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、以下の『ごみの捨て方』に沿って、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりとしばって封をする」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことを心がけましょう。

ごみの捨て方

- ①ごみ箱にごみ袋をかぶせまします。いっばいになる前に早めに②のとおりごみ袋をしぼって封をしましょう。
- ②マスク等のごみに直接触れることがないようにしっかりとしばります。
- ③ごみを捨てた後は石鹸を使って、流水で手をよく洗いましょう。

※万一、ごみが袋の外に触れた場合は、二度にごみ袋に入れてください。

- 『ごみの捨て方』に沿っていただくことにより、ご家族だけでなく、皆様が出したごみを扱う市町村の職員や廃棄物処理業者の方にとっても、新型コロナウイルスやインフルエンザウイルスなどの感染症対策として有効です。
- ごみを捨てる際は自治体のルールに従うとともに、ポイ捨ては絶対にやめましょう。使用済みのマスク等のごみを捨てる際にも、『ごみの捨て方』を参考に、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりとしばって封をする」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことに注意しましょう。

環境省

環境省公式HP

「缶・びん・ペットボトル」、「容器包装プラスチック」、「紙パック」の出し方について

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いがある方が使用した「缶・びん・ペットボトル」、「容器包装プラスチック」、「紙パック」は、感染する力がなくなるとされる期間が3日程度であることなどを踏まえて、1週間程度待ってから排出していただくようお願いします。

【参考】
厚生労働省ウェブページ「新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）」における「新型コロナウイルスについて」の問1「『新型コロナウイルス』とはどのようなウイルスですか。』では、「物の表面についたウイルスは時間がたてば減ってしまいます。ただし、物の種類によっては24時間～2週間くらい感染する力をもつとされています。」とあります。

新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsoku/bunya/f/ncov_qa.html#Q2-1
design_kover_co.00001.html#Q2-1

横浜市資源循環課資源循環推進課

◆収集職員へ配布したチラシ（環境省作成）

ごみの収集運搬作業をされるみなさまへ

収集運搬作業における新型コロナウイルス対策

ごみの収集運搬作業においては、作業前、作業中・休憩中、作業後に分けて次の対策を実施しましょう。

POINT 01.

—— “作業前” に心がける4つのこと ——

- 健康管理・体調把握の実施**
十分な睡眠をとる等の健康維持や定期的な体調測定による体調把握を実施してください。
- 3つの密の回避**
乗客・乗員等は、他の人と十分な距離をとりましょう。また、こまめに更衣室の扉やドアを開け換気しましょう。
- 手袋、ゴーグル、マスク等の防護具の適切な着用**
作業時のウイルス付着を防ぐために、手袋、ゴーグル、マスク等を着用しましょう。
- 肌の露出の少ない作業着（長袖・長ズボン）の着用**
作業時は、革出した部分へのウイルス付着を避けるために、長袖・長ズボンの着用を心がけましょう。

POINT 02.

—— “作業中・休憩中” に心がける4つのこと ——

- 素手で触らない**
素手でごみに触れないようにしましょう。手袋の脱着時は、素手で手袋の外側や顔に触れないよう注意しましょう。
- こまめに消毒**
作業の合間に、機会を構わずにアルコール消毒液等による消毒を心がけましょう。

1/2

- 車の換気（窓開け）**
作業車の扉は開放し、常に換気されている状態を確保しましょう。（乗客人員乗降時には必ずマスクを着用）※気温や湿度の高い日には換気にも十分気を付けましょう。
- 休憩の際の3つの密の回避**
休憩時は、原則、車内の扉中は入室せず、他の人と十分な距離をとり、近距離での会話等は控えましょう。

POINT 03.

—— “作業後” に心がける3つのこと ——

- 消毒・洗浄の徹底**
帰業後は以下を重点的に消毒しましょう！
- 車両の消毒・洗浄**
消毒用アルコール・次亜塩素酸ナトリウムで消毒と洗浄。（0.05%次亜塩素酸ナトリウムや70%の濃度のアルコールを用いた消毒）
- 運転席の消毒**
ハンドル、シート、ドアノブなど各運転席の消毒。
- スマホ、タブレット等の消毒**
持ち帰ったスマホやタブレットは消毒。
- 手袋、ゴーグルの消毒・洗浄**
使用した手袋、ゴーグルをしっかりと消毒・洗浄。

- 手洗いの徹底**
帰業後と「その1」の消毒作業後は手洗いとし、念のため2回以上、手洗いを繰り返しましょう。
- 着替え時等の注意**
作業着を脱いだら防護具を外すときは、外気に触れないよう注意しながら、脱いだ作業着は洗濯しましょう。着替えシャワー等の際には、他の人と十分な距離をとるなどをお願いします。

環境省

Ministry of the Environment

2/2